和歌山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託契約書

　和歌山県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、和歌山県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱（平成１１年制定。以下「要綱」という。）に基づく事業の実施委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、要綱に基づき、診療報酬において算定できる在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第７８条の訪問看護療養費とは別に行う訪問看護を乙に委託し、乙は、次の訪問看護事業所においてこれを受託する。

　（１）訪問看護事業所

　（２）所在地

（訪問看護の回数）

第２条　この契約により乙が行う訪問看護の回数は、原則として対象患者１人当たり１週間につき５回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間２６０回の範囲内で１週間につき５回を超える訪問看護を行って差し支えないものとする。

（計画書の提出）

第３条　乙は、毎月の診療報酬対象とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ甲に提出するものとする。

（委託費）

第４条　この契約により乙が実施する訪問看護の費用（以下「委託費」という。）は、別表に定める額とする。

（実績報告）

第５条　乙は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（以下「委託業務実績報告書」という。）を翌月の１０日までに甲に提出するものとする。

（確認等）

第６条　甲は、乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、これを検査し、適当と認めたときは当該報告書の引渡しを受けるものとする。

２　甲は、前項の検査の結果不適当と認めたときは、乙に委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（委託費の支払）

第７条　乙は、委託業務実績報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して委託費の支払請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から３０日以内に委託費を乙に支払うものとする。

（調査等）

第８条　甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約期間）

第９条　本契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

（個人情報の保護）

第１０条　乙は、委託業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（その他）

第１１条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

　　この契約の証としてこの証書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　和歌山県知事

乙

別表

 訪問看護の費用の額

 （１）　訪問看護ステーションが行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額　１回につき８，４５０円

 （２）　訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額　１回につき７，９５０

　　　　円

 （３）　その他の医療機関が行う保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額　１回につき５，５５０円

 （４）　その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額　１回につき５，０５０円

 ただし、１日につき３回目の訪問看護を前２回と同一訪問看護ステーションで行う

場合には、特例措置として３回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

 （１）　保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額　１回につき２，５００円

 （２）　准看護師による訪問看護の費用の額　１回につき２，０００円

別記

個人情報取扱特記事項

第1　法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、和歌山県知事(以下「甲」という。)の定める和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2　責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3　作業責任者等の定め

1　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。

2　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4　取扱場所の特定

1　乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。

2　乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5　教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6　守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7　再委託

1　乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。

3　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8　派遣労働者等の利用時の措置

1　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9　個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2)　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3)　作業従事者の監督・教育を行うこと。

(4)　個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10　収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11　提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12　複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13　受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14　個人情報の返還、消去又は廃棄

1　乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2　乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3　乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第15　報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16　監査及び検査

1　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17　事故時の対応

1　乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3　甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18　契約解除

1　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19　損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。